

中小企業金融円滑化法の適用終了について (所長:奥村隆志)

中小企業金融円滑化法の適用終了とその影響

平成25年3月末日をもって中小企業金融円滑化法の適用期限が到来しました。金融円滑化法適用中は、金融機関からのヒアリングや簡便な経営計画の提出だけで不良債権とは認定されずに貸出条件の緩和(返済期限の延長、返済額の軽減、金利減免など)を受けていた企業も、今後は「実行可能でかつ抜本的な経営改善計画」の提出を求められるケースが増えそうです。

また、各都道府県に設置されている「中小企業再生支援協議会」の位置づけも大きく変わり、従来、比較的規模の大きな中小企業がその支援対象となっていたものが、今後その支援対象企業を10倍に増やす計画とされており、小規模企業レベルにまで中小企業再生支援協議会の支援対象となることが予想されます。

経営改善計画の策定支援費用の補助金制度が創設されました

そのため、今般、「経営改善計画」の策定支援に要する費用の3分の2(補助金上限200万円)までを補助する補助金制度が創設されました。その内容は、

①条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用(財務調査、計画立案、計画進捗フォローアップなど)について、総額の3分の2(補助金上限200万円)まで補助を受けられます。

②補助金を受ける場合、中小企業・小規模事業者は認定支援機関と連名で、各都道府県の中小企業再生支援協議会内に設置される「経営改善支援センター」に申し込みます。(事前にメインバンクの承認が必要)

③なお詳細は、下記の中小企業庁HPをご参照ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

かがやき税理士法人は、上記の「認定支援機関」の認定を受けております。従来は、中小企業再生支援協議会を利用する場合、協議会が選任する第三者の公認会計士等の財務調査を受ける必要がありましたが、今般の制度では、認定支援機関の認定を受けている会計事務所であれば補助金を受けて経営改善計画を策定できますので、顧問先様の情報を誰よりも熟知している当法人にて経営改善計画の策定及びそのフォロー・アップを顧問先様のご負担を抑えながらご支援させていただくことが可能となりました。

詳細な情報が必要な顧問先様は、お早めに当法人までお問い合わせください。

